

る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

五 第五十四条第一項の規定に違反したとき。

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第四項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第一項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等に係る事務（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていてないことを確認した後、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失つていていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報（個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていていることを確認したときは、個人番号カード用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていていることを確認したときにおけるものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていていることを確認したときは、移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていていることを確認したときは、移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限り）の提供を求めることができる。

（署名検証者の義務等）

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていてないことを確認したときは、個人番号カード用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

（団体署名検証者の義務）

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項又は第三項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていてないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

（署名確認者の義務等）

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき（第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者があつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていてないことを確認したときは、署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認した場合は、署名利用者検証符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

（署名検証者の義務）

第二十二条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領した場合は、署名利用者検証符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該署名用電子証明書が確認の後においても、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失っていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていいことを確認した後、当該署名権者に係る特定署名用電子証明書記録情報（個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていいことを確認したときは、団体署名検証者）に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていいことを確認したときには、個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていいことを確認したときには、移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を求めることができる。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 個人番号カード用利用者証明

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機関に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)であつて、個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下の条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の指二つ目記載の市町村長に已承認して、いふ旨をつ

備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理)

第二十三条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主管部门令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止そ

の他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間)
第二十四条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)
第二十五条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が

第三十四条 第二項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

第二十六条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書(当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機

構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることとする。

2 がでてきる。
第一二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは、「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは、「申請書の内

容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利
用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の
規定による個人番号カード用利用者証明用電子
証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住
所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市
町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあ
るのは「機構」と読み替えるものとする。

個人番号カード用利用者証明用電子証明書の
発行を受けた利用者証明利用者が署名利用者で
ある場合においては、当該利用者証明利用者
は、前項において準用する第二十二条第二項、
第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、
総務省令で定めるところにより、当該利用者証
明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信
回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送
信することにより第一項の申請をすることがで
きる。この場合においては、当該利用者証明利
用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符
号を用いて、当該申請に電子署名を行わなけれ
ばならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に
係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた
旨の届出)

第二十九条 個人番号カード用利用者証明用電子
証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当
該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に
係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失
し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証
明利用者符号を記録した第二十二条第四項の個
人番号カードが使用できなくなつたときは、住
所地市町村長を経由して、速やかに機構にそ
の旨の届出をしなければならない。

第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八
項の規定は、前項の届出について準用する。こ
の場合において、同条第二項中「申請者」とあ

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行ったために用いた符号をいう。以下この条における「電子署名」は、この用語の定義によつて定められる。）を、(1)当該利用者が証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等（以下同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」といふ。）を知つたときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録)

第三十五条の十三 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に関する情報」という。）を、総務省令で定めることにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

二 機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等に係る情報を記録したとき。

三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報)の集合物であつて、それらの移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び

3 保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行うことができる。

四 機構は、利用者証明検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき(第三十五条の四の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号)

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき(第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号)

三 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前三項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上

の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)
第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に關して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明を行わされたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行つに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認を当該電子利用者証明用い用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すたるものとして主務省令で定めるものを当該利用者証明を行つたことを確認する。
3 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認)

第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかるわらず、主務大臣の認可を受け

て、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認を当該利用者証明用個人番号カードに表示され、かつ記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2 利用者証明検証者は、前項の認可を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 申請に係る確認の実施に関する計画
三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該計画を確実に遂行することができること。
二 申請に係る確認の業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の認可を受けた者(以下「特定利用者証明検証者」という。)は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検証者は、前項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 特定利用者証明検証者が第三項各号のいずれかに適合しなかつたとき。
二 特定利用者証明検証者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検証者に係る同法第四条第一項の規定に違反したとき。

四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第三項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者證明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が第五十五条第三項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者證明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者證明符号の電子計算機処理等に関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものと含む。)に従事している者又は従事している者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行うものに関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十四条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第十三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者證明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(帳簿の備付け)

第十四条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告書の公表)

第十四条 機構は、認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものと/orする。

二 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三節 認証事務管理規程等

の提供を行ふに当たつて合意しておくべきものとして、主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)に関する事務(以下「認証事務」という。)に関する監督命令(監督事務管理規程)。

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

二 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三節 認証事務管理規程等

の提供を行ふに当たつて合意しておくべきものとして、主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)に関する監督命令(監督事務管理規程)。

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

二 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三節 認証事務管理規程等

の提供を行ふに当たつて合意しておくべきものとして、主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

に対し、審査請求をることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について、機構の上級行政府とみなす。

第六十九条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。（技術的基準）

第七十条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。（指定都市の特例）

第七十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別に定めるところにより、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるものほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをることができる。（事務の区分）

第七十二条 第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）

、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七项並びに第二十二条第三項、第二十八条第二項

及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七项並びに第二十二条第三項、第二十八条第二項

及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）（主務省令）

第七十三条 この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。（政令への委任）

第七十四条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

第五章 機構に対し、その認証業務に関する虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書又

は利用者証明用電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告を妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条及び前二条の違

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体には適用しない。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告を妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条及び前二条の違

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体には適用しない。

第一条 （施行期日）抄

第二条 （施行期日）抄

第三条 （施行期日）抄

第四条 （施行期日）抄

第五条 （施行期日）抄

第六条 （施行期日）抄

第七条 （施行期日）抄

第八条 （施行期日）抄

第九条 （施行期日）抄

第十条 （施行期日）抄

第十一条 （施行期日）抄

第十二条 （施行期日）抄

第十三条 （施行期日）抄

第十四条 （施行期日）抄

第十五条 （施行期日）抄

第十六条 （施行期日）抄

第十七条 （施行期日）抄

第十八条 （施行期日）抄

第十九条 （施行期日）抄

第二十条 （施行期日）抄

第二十一条 （施行期日）抄

第二十二条 （施行期日）抄

第二十三条 （施行期日）抄

第二十四条 （施行期日）抄

第二十五条 （施行期日）抄

第二十六条 （施行期日）抄

第二十七条 （施行期日）抄

第二十八条 （施行期日）抄

第二十九条 （施行期日）抄

第三十条 （施行期日）抄

第三十一条 （施行期日）抄

第三十二条 （施行期日）抄

第三十三条 （施行期日）抄

第三十四条 （施行期日）抄

第三十五条 （施行期日）抄

第三十六条 （施行期日）抄

第三十七条 （施行期日）抄

第三十八条 （施行期日）抄

第三十九条 （施行期日）抄

第四十条 （施行期日）抄

第四十一条 （施行期日）抄

第四十二条 （施行期日）抄

第四十三条 （施行期日）抄

第四十四条 （施行期日）抄

第四十五条 （施行期日）抄

第四十六条 （施行期日）抄

第四十七条 （施行期日）抄

第四十八条 （施行期日）抄

第四十九条 （施行期日）抄

第五十条 （施行期日）抄

第五十一条 （施行期日）抄

第五十二条 （施行期日）抄

第五十三条 （施行期日）抄

第五十四条 （施行期日）抄

第五十五条 （施行期日）抄

第五十六条 （施行期日）抄

第五十七条 （施行期日）抄

第五十八条 （施行期日）抄

第五十九条 （施行期日）抄

第六十条 （施行期日）抄

第六十一条 （施行期日）抄

第六十二条 （施行期日）抄

第六十三条 （施行期日）抄

第六十四条 （施行期日）抄

第六十五条 （施行期日）抄

第六十六条 （施行期日）抄

第六十七条 （施行期日）抄

第六十八条 （施行期日）抄

第六十九条 （施行期日）抄

第七十条 （施行期日）抄

第七十一条 （施行期日）抄

第七十二条 （施行期日）抄

第七十三条 （施行期日）抄

第七十四条 （施行期日）抄

第七十五条 （施行期日）抄

第七十六条 （施行期日）抄

第七十七条 （施行期日）抄

第七十八条 （施行期日）抄

第七十九条 （施行期日）抄

第八十条 （施行期日）抄

第八十一条 （施行期日）抄

第八十二条 （施行期日）抄

第八十三条 （施行期日）抄

第八十四条 （施行期日）抄

第八十五条 （施行期日）抄

第八十六条 （施行期日）抄

第八十七条 （施行期日）抄

第八十八条 （施行期日）抄

第八十九条 （施行期日）抄

第九十条 （施行期日）抄

第九十一条 （施行期日）抄

第九十二条 （施行期日）抄

第九十三条 （施行期日）抄

第九十四条 （施行期日）抄

第九十五条 （施行期日）抄

第九十六条 （施行期日）抄

第九十七条 （施行期日）抄

第九十八条 （施行期日）抄

第九十九条 （施行期日）抄

第一百条 （施行期日）抄

第一百零一条 （施行期日）抄

第一百零二条 （施行期日）抄

第一百零三条 （施行期日）抄

第一百零四条 （施行期日）抄

第一百零五条 （施行期日）抄

第一百零六条 （施行期日）抄

第一百零七条 （施行期日）抄

第一百零八条 （施行期日）抄

第一百零九条 （施行期日）抄

第一百一十条 （施行期日）抄

第一百一十一条 （施行期日）抄

第一百一十二条 （施行期日）抄

第一百一十三条 （施行期日）抄

第一百一十四条 （施行期日）抄

第一百一十五条 （施行期日）抄

第一百一十六条 （施行期日）抄

第一百一十七条 （施行期日）抄

第一百一十八条 （施行期日）抄

第一百一十九条 （施行期日）抄

第一百二十条 （施行期日）抄

第一百二十一条 （施行期日）抄

第一百二十二条 （施行期日）抄

第一百二十三条 （施行期日）抄

第一百二十四条 （施行期日）抄

第一百二十五条 （施行期日）抄

第一百二十六条 （施行期日）抄

第一百二十七条 （施行期日）抄

第一百二十八条 （施行期日）抄

第一百二十九条 （施行期日）抄

第一百三十条 （施行期日）抄

第一百三十一条 （施行期日）抄

第一百三十二条 （施行期日）抄

第一百三十三条 （施行期日）抄

第一百三十四条 （施行期日）抄

第一百三十五条 （施行期日）抄

第一百三十六条 （施行期日）抄

第一百三十七条 （施行期日）抄

第一百三十八条 （施行期日）抄

第一百三十九条 （施行期日）抄

第一百四十条 （施行期日）抄

第一百四十一条 （施行期日）抄

第一百四十二条 （施行期日）抄

第一百四十三条 （施行期日）抄

第一百四十四条 （施行期日）抄

第一百四十五条 （施行期日）抄

第一百四十六条 （施行期日）抄

第一百四十七条 （施行期日）抄

第一百四十八条 （施行期日）抄

第一百四十九条 （施行期日）抄

第一百五十条 （施行期日）抄

第一百五十一条 （施行期日）抄

第一百五十十二条 （施行期日）抄

第一百五十十三条 （施行期日）抄

第一百五十十四条 （施行期日）抄

第一百五十十五条 （施行期日）抄

第一百五十十六条 （施行期日）抄

第一百五十十七条 （施行期日）抄

第一百五十十八条 （施行期日）抄

第一百五十十九条 （施行期日）抄

第一百五十十条 （施行期日）抄

第一百五十一条 （施行期日）抄

第一百五十十二条 （施行期日）抄

第一百五十十三条 （施行期日）抄

第一百五十十四条 （施行期日）抄

第一百五十十五条 （施行期日）抄

第一百五十十六条 （施行期日）抄

第一百五十十七条 （施行期日）抄

第一百五十十八条 （施行期日）抄

第一百五十十九条 （施行期日）抄

第一百五十十条 （施行期日）抄

第一百五十一条 （施行期日）抄

第一百五十十二条 （施行期日）抄

第一百五十十三条 （施行期日）抄

第一百五十十四条 （施行期日）抄

第一百五十十五条 （施行期日）抄

第一百五十十六条 （施行期日）抄

第一百五十十七条 （施行期日）抄

第一百五十十八条 （施行期日）抄

する法律（平成十四年法律第二百五十一号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）の項の改正規定（（及び第三十条の三第一項）を「、第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八までに改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二条の規定 出入國管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

附 則（平成二五年五月三一日法律第二百二号）抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

二 略

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（施行期日） 附 則（平成二六年五月三〇日法律第四百二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六十七条 施行日が行政手続における特定の個々人を識別するための番号の利用等に関する法律機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う調整規定

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)及び同法別表第五の改

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百一十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十五条（戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日）

八 附則第十七条及び第四十一条の規定（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用

(施行期日)	附 則 (令和五年五月八日法律第一九号) 抄	附 則 (令和五年六月九日法律第四十八条) 抄	附 則 (令和六年四月一日から施行する。)
(施行期日)	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百一十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十五条（戸籍法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日）

八 附則第十七条及び第四十一条の規定（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第七十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用

二から六まで 略

(施行期日)	附 則 (令和五年五月八日法律第一九号) 抄	附 則 (令和五年六月九日法律第四十八条) 抄	附 則 (令和六年四月一日から施行する。)
(施行期日)	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

(政令への委任)

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）